

# 一 般 質 問

(平成26年5月13日)

大阪維新の会  
山 下 昌 彦

## 【前 文】

大阪維新の会の山下です。

私は大阪維新の会 大阪市会議員団を代表いたしまして、あるべき将来の大阪を見据え、山積する大阪の課題を解決するために、様々な観点から質問いたします。

## 【地方自治法改正案と大阪にふさわしい大都市制度】

まず、地方自治法改正案と大阪にふさわしい大都市制度についてお聞きいたします。

現在、国会において審議されている地方自治法改正案について、日本維新の会として、任意規定として、総合区長を公選とする修正案を提出し、市長も4月24日に衆議院の総務委員会において参考人として修正案を可決するよう求める意見陳述を行ったところであります。

残念なことに修正案は否決されましたが、総合区長の公選制について、引き続き検討する旨の附帯決議が付されております。

市長はこの附帯決議を受けて、引き続き要望活動を行っていくとおっしゃっていますが、具体的にどのように対応を進めていかれるのか、市長のご所見をお伺いいたします。

## 【要 望】

新たな大都市制度の実現に向けて、  
大都市地域 特別区設置法に基づく特別区の設置の  
設計図、今回の地方自治法改正案、それに区長公選制を  
導入した案の3つの案を比較して議論を進めていくとの  
ことであります。

我が会派としては、3案を比較して議論を行うことには一定の意義があると考えており、真摯に十分な議論をしていきたいと考えております。

## 【今後の財政収支概算】

次に、今後の財政収支概算についてお聞きいたします。

先日公表された

「今後の財政収支概算(粗い試算)(平成26年4月版)」  
では、前回の平成25年2月版の試算結果から、人件費  
の削減効果や市政改革プランに基づく見直しのほか、  
税収の増などにより一定の改善は見られるものの、依然  
として、当面は約200～300億円の通常収支不足が  
見込まれております。

この試算結果からみても、まだまだ厳しい財政状況で  
あるということは言うまでもありません。

ただし、この試算は不確定要素があるということで、  
名前のとおり「粗い試算」ということでもありますが、  
収支改善の目安になるものであることから、その数字の  
達成については、一定見込めるものでなければならぬ  
と考えております。

しかしながら、例えば、税収の見込みを見ても、試算の最終年度である平成35年度では、平成26年度に比して、約19%・1,224億円増の7,654億円と大幅に増える前提で、10年後には、収支不足が解消されるとの見込みであります。このような見込みは大変甘いのではないのでしょうか。

これまでの改革に加え、今後も不断の改革を進めるべきではないかと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

## 【財務リスク】

次に、財務リスクについてお聞きいたします。

市政改革室が取りまとめて公表している

「財務リスクに係る取組・処理状況」によれば、

阿倍野再開発事業は、今後、平成75年度までに

1,400億円を超える収支不足が見込まれていることや、WTCや土地開発公社、道路公社などの破たん処理に伴い、いわゆる3セク債を発行しており、これに伴う元利償還金を負担していかなければなりません。

これらの事業の破たん処理については、今後の財政収支概算に反映されていますが、市の財政に影響を与え、市民サービスにも影響を与えています。

これまで、こうした事業に取り組むことで、地域経済への波及効果やまちづくりに一定の効果があったことは私も否定はいたしません。しかし、事業の破たんを招いたことに対して、民間であれば、社長個人の責任追及や従業員の解雇などによって責任をとるのが普通でありま

すが、役所の場合、誰も責任をとっておりません。

このように、次々と事業が破たんした原因についてどのように認識しておられるのか、  
また、今後、財務リスクに対してどう対処していかれるのか、あわせて市長のご所見をお伺いいたします。



## 【統合型リゾートの誘致】

次に、統合型リゾートの誘致についてお聞きいたします。

国会において、その第一歩となる「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法案（通称：I R推進法案）」が上程され、6月には成立する可能性が高いと聞いております。

また、先日、大阪府・市において、「大阪府 市 I R立地準備会議」が開催され、夢洲を軸とした市内ベイエリアを候補地として取り組むと表明されるなど、大阪への誘致に精力的に取り組んでいただいております。

いわゆるI Rは、よく誤解されますが、実は目的ではなく、あくまで手段だと私は常々考えております。

大阪・関西の経済を見ると、長らく地盤沈下、東京一極集中と言われて久しく、この停滞感、閉塞感を打破する起死回生となる新しい仕掛けが望まれるところであり、まさに経済の活性化、大阪を元気にすることが重要と考えております。

このIRの誘致は、シンガポール等の海外の事例からも、民間事業者の大規模投資や観光客の増加等、幅広い経済波及効果があるとともに、雇用の増加が見込まれ、大阪、関西での経済の活性化の手段として、非常に期待しております。

加えて、世界中から訪れる観光客の方々に、大阪、関西の良さを体感してもらえると考えております。

また、夢洲については、大規模な用地であり、地価も比較的安価なため、その優位性を積極的に発信し、誘致に取り組むべきと考えます。

一方で、IR事業の運営の圧倒的な収益源となるカジノは、施設として、国際会議場、ホテルや娯楽施設、ショッピング施設等の全体のわずか一部であるものの、

依存症や治安の悪化、青少年への影響等、潜在的な社会的課題への対策も、今後、十分議論していかなければならないと考えているところであります。

大阪・関西の経済の起爆剤となりうるIRの誘致については、東京や沖縄など他の候補地が名乗りを上げており、都市間競争がし烈になることが予想されるため、他都市に決して遅れることなく取り組んでいただきたいと考えておりますが、今後の取り組みについて、市長のご所見をお伺いいたします。

## 【住吉母子医療センター（仮称）】

次に、住吉母子医療センターについてお聞きいたします。

住吉市民病院の同センターへの統合は、既存の医療資源を活用することにより、24時間・365日の小児救急対応等に加え、最重症・合併症母体等への対応も強化できることや、診療体制の充実による医師等の勤務環境の向上など、市南部基本保健医療圏の医療機能を充実強化することが可能となり、また、コスト面でも、現地における建て替えと比較し、イニシャルコスト及びランニングコストともに抑制できます。加えて、民間病院を誘致することで、同センター整備後もなお不足する同医療圏における小児・周産期医療を充実させることができます。

しかし、同センターに関する予算が議決されなければ、大阪府の予算に係る「予算執行にあたっては、大阪市の動向を十分見極め、適正に対応されることを求める」との附帯決議から、府の予算も執行されないことが想定され、平成28年度のオープンを目指す同センターの整備が止まってしまうこととなります。

また、市設建築物の耐震化については、「市設建築物耐震改修計画」を策定し、平成27年度末までに完了することとしており、耐震性に問題のある住吉市民病院を平成28年4月以降も使い続けることはできないと思われれます。

今後どのように進めようとしているのか、市長のご所見をお伺いいたします。

## 【ごみ焼却処理事業の一部事務組合化】

次に、ごみ焼却処理事業の一部事務組合化についてお聞きいたします。

去る2月市会に上程された平成26年度予算案において、一部事務組合の設立準備経費及び分担金が可決されており、平成25年度から引き続き具体的な準備が進められています。

また、一部事務組合の規約案については構成市のそれぞれの議会の承認が必要であることから、八尾市、松原市においても、昨年12月に議会に規約案が上程され、両市においては既に可決されています。

私としては、八尾市、松原市では規約案が可決されていることを重く受け止めるべきであり、また、既に予算も承認されていることから、本市も早く結論を出さなくてはならないと考えていますが、そこで、改めて、なぜ今この時期に3市で一部事務組合を設立するのか、その意義について、市長のご所見をお伺いいたします。

## 【環境科学研究所の統合】

次に、環境科学研究所の統合についてお聞きいたします。

世界経済が一体化する中、感染症の世界的大流行、いわゆるパンデミックや、大規模な食中毒など、広域的な健康危機事象が、いつ発生してもおかしくない状況にあります。

例えば、新型インフルエンザの発生想定では、最初の発生から3日間で近畿全般に広がるとも言われています

このような状況において、両研究所を統合し、そのスケールメリットにより健康危機 事象 発生時に初動体制を今以上に充実させることは、市民の健康を守るためにも急務であります。

大阪府議会においては、そのことを十分に理解し、既に関係議案が可決されており、市会においても早急に可決すべきであると考えます。

研究所の統合には、このような健康危機 事象に対するメリットのほか、組織運営の効率化などのメリットがありますが、現在、両研究所の施設は、東成区と天王寺区に別れており、検査機器の相互活用などのメリットが発揮できない状況にあります。

統合による効果を最大化するためには、本来、施設の統合・一体化が必要であります。

新たな施設の実現には時間を要することから、市民の安心・安全を守るために、まず、両研究所の統合を急ぎ、その上で、施設の統合・一体化の検討を早急に進めていくべきであると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

また、環境科学研究所が担ってきた衛生分野と環境分野の試験検査・調査研究のうち、今回の統合は衛生分野のみであり、環境分野については民間に委託していくこととなっていますが、このことについて、市民の安全・安心を守ることができるのか危惧する意見も市会の議論の中で出ているところでもあります。



研究所統合後の環境分野の試験検査・調査研究を  
今後どのように対応していくお考えなのか、  
あわせて市長のご所見をお伺いいたします。

## 【交通事業の民営化】

### 【① 財政効果について】

次に、交通事業の民営化についてお聞きいたします。

交通事業の廃止に関する条例案は平成26年3月の議会において、4回目の閉会中継続審査という状況に至っています。

我が会派としては、民営化議論は十分に尽くしてきたと考えておりまして、民営化のメリットに目を向けて、民営化による大阪市財政への貢献効果や、新たに経済的に換価できる株式を持つ効果が民営化による大きなメリットであると主張しているところであります。

まず、大阪市財政への貢献効果ではありますが、昨年度においても地下鉄事業を民営化することによって、約146億円の財政効果が得られるという議論がありましたが、このような効果が市の財政に与えるインパクトについてどのように認識しているか、市長のご所見をお伺いいたします。

## 【交通事業の民営化】

### 【② ストックの活用】

次に、交通事業の民営化におけるストックの活用についてお聞きいたします。

もう一つの民営化によるメリットが、新たに経済的に換価できる株式を持つことになるということです。

つまり、ストックの持ち替えとしての効果であります。

先日公表されたとおり、24年度決算における民間会計ベースの財務諸表の試算もなされています。

公営企業会計決算で1兆3600億円の総資産が、民間企業会計基準による減価償却方法に置き換えることにより、1兆300億円となっています。

負債が7100億円であるため、

差引3200億円の純資産となっています。

こういった数字をベースに民営化 時の会社としての  
資本金の額が定まってくるものと考えられ、  
これが「株式」という形の市民の財産となるわけであり  
ます。もちろん、これを「換価」ということになれば、  
事業としての将来の収益力 などが、その価額に反映され  
ることとなるため、これを高めていくことが重要であり  
ます。

いずれにしても、民営化に向けて着々と準備は進めら  
れており、会社化の先は、企業価値を高めたうえで  
株式上場も目指すということで、いずれはこのストック  
を活用するという展望も出てくるものと考えられますが、  
市長のご所見をお伺いいたします。

## 【水道事業の民営化】

次に、水道事業の民営化についてお聞きいたします。

水道事業については、水需要の減少が続いており、今後も、人口減など構造的な要因により、これまで以上に低迷し続けることが予想されます。

今後、管路の耐震化を促進するための事業費の増加なども見込まれる中、このまま公営企業として経営を続けていけば、経営状況が悪化の一途をたどることは明らかであり、民営化により組織構造を抜本的に見直し、事業の効率性、生産性を高めていくことが不可欠であります。

また、民営化すれば、公務員組織としての制約はなくなり、他都市への広域的な展開を実施できるなど、付加価値の高い経営を追求するとともに、水道料金の値下げにもつながるなど、市民にとっても大きなメリットになるのではないのでしょうか。

さらに、今回の民営化プランは、P F I 法に基づく  
運営権 制度を採用し、市が施設の所有者として、  
しっかりと経営を監視する仕組みも取り入れるなど、  
水道にとって欠かすことのできない「安心・安全」、  
「安定供給」については、これまでと変わらずしっか  
り担保することが可能であります。

国においても、成長戦略の一つとして、水道などの  
分野において、この運営権 制度の活用を  
2～3兆円規模とすることを目標に掲げ、現在、  
産業競争力会議などの場で、実現に向けた議論が行わ  
れております。

こうした状況を踏まえると、水道事業については、  
ライフラインとしての事業の持続性を確保するため  
にも、民営化すべきであると考えますが、  
市長のご所見をお伺いいたします。

## 【学校教育 I C T】

次に、学校教育 I C Tについてお聞きいたします。

平成 2 5 年度よりモデル校で実証研究が進められております。

また、今年度は、モデル校以外のすべての小中学校へそれぞれ 4 0 台のタブレット端末の貸し出しを行うと聞いております。

莫大な予算を計上して実施する事業であります。機材を配付するだけにとどめず、それを有効に活用し、子どもたちの学びを変える必要があります。

そのためには、モデル校での成果や課題をしっかりと検証したうえで、事業を進めてもらいたいと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

## 【公募校長の必要性】

次に、公募校長に関連してお聞きいたします。

公募校長が在籍する市立中学校において、校内で独自にルールを定め、職員会議における審議内容を教員間で採決したり、校内人事を教員間の選挙や話し合いで選ぶなど、学校長の決定権を奪う内容の校内文書が作成され、運用されてきた実態が明らかとなりました。

これを機に、教育委員会が校内文書の有無について全校調査を行ったところ、実に、職員会議に関しては44校、校内人事に関しては101校が独自の校内文書を有し、その約8割が概ね校内文書規程どおりに運用している実態が大きく報道されたところであります。

職員会議には決定権がないことや、学校長に校内人事の決定権限があることは、法令により規定されているのではないのでしょうか。大きな問題として指摘すべきこととして、今までの教員内部からの学校長はなんら問題意識を持ってなかったということでもあります。



今回の公募校長の指摘があって、このような実態が明るみになりました。加えて、教員内部からの学校長だけでなく、教育委員会事務局に勤務する教員出身の指導主事も同様に問題意識がなかったのではないのでしょうか。今まで、教育委員会はこのような実態を知っていたのでしょうか。教育長にお伺いいたします。

また、今回のことは、公募校長が配属されたからこそ問題提起されたことであり、こういった制度がなければこれから先も続けられていたことと思います。

ここにも外部人材登用の意義があるのではないのでしょうか。

校長の外部からの登用について、どのようにお考えでしょうか。

あわせて、教育長の見解をお伺いいたします。

## 【公募校長】

では、公募校長に関して市長にお聞きしたいと思えます。

私の地元の淀川区では、公募校長がその知識や経験を生かして活躍している一方で、教頭から任用された校長の一部には、言動に問題があり、PTAからの信頼を失っているとの声も聞きます。

外部・内部に限らず、最終的に校長は人柄であり、保護者が子どもを安心して預けることができる方を人物本位に選んでいく必要があるのではないのでしょうか。

校長の任用について、市長のご所見をお伺いいたします。

## 【幼稚園の民営化】

次に、幼稚園の民営化についてお聞きいたします。

市政改革プランでは、民間において成立している事業は民間に任せることを基本として、59園全ての民営化を目指していますが、昨年8月に幼稚園民営化計画(案)の第1期として19園の幼稚園について民営化計画(案)を公表し、11月市会で条例の上程を行い、5園が可決され14園については否決されたところであります。

市立幼稚園の見直し自体は、今に始まった話ではなく、平成19年には「大阪市立幼稚園のあり方」がまとめられ、近接し、かつ、定員割れしている市立幼稚園の統合などの考え方が示され、取り組まれてきたものであります。

今回、14園について、あらためて、条例を上程していますが、これまでの経過などを含めて幼稚園民営化の進め方についての考えをお伺いいたします。

これまでの市立幼稚園の民営化の議論の中での課題の一つである、要 支援児の受け入れ確保については、補正予算で、要支援児 受入促進指定園制度を創設するなど、私立幼稚園における受け入れを確保するための行政としてのサポートを図ることとしています。

これらの制度構築により私立幼稚園で受け入れの拡大を図ることは可能であると考えますがいかがでしょうか。

8月の民営化計画（案）で示した園が全て否決されたわけではありません。

5園については条例案が可決されており、議会として理解できる園もあるということであります。

我が会派としては現在、示されている見直し案で民営化を進めていくことは可能であると考えていますが、今回上程されている14園について、先の11月市会で否決されていることも考えると、その時点でその幼稚園が民営化できない園 特有の事情があると、議会として判断したことになります。

そうであるとしたら、民営化を進めるにあたり、地域ニーズに応じて、施設を保育所に転用することなども考慮し、園の選定も含めて、改めて検討し、柔軟に対応することも、考え方の一つとしてありうると思いますが、あわせて市長のご所見をお伺いいたします。

## 【待機児童対策】

次に、待機児童対策についてお聞きいたします。

待機児童対策について、市長は最重要施策とし掲げ、「待機児童ゼロ」という目標を置いて、  
これまで認可保育所の整備や保育ママ事業の拡充、  
株式会社の参入、また、公立保育所の民営化による受け  
入れ枠の拡大など、あらゆる手法を講じて、

24年度・1,080人分、

25年度・1,893人分、

26年度・2,272人分 と

年々、入所枠の拡大に取り組んでこられました。

また、26年度においては、保育ママ事業に加え、  
特に待機児童の約90%を占める低年齢児の受け入れ  
として、新たに子ども・子育て支援新制度の先取りであ  
る小規模保育事業に取り組むと聞いております。

さらに、子ども・子育て支援新制度を踏まえ、  
隠れ待機児童、除外児童を含めた、保育を必要とする  
全ての児童が入所できる入所枠の確保を目指すなど、  
市民の切実なニーズに対応した方策を打ち出されている  
ことは高く評価しております。

今後、さらに実効性のある取り組みが求められますが、  
新制度 及び 加速化プランを踏まえ、保育を必要とする  
全ての児童が入所できる入所枠の確保を目指す目標とし  
ては、平成30年4月とされていますが、現行の施策や  
市立幼稚園の保育所への転用など、早期に保育所入所を  
求める市民ニーズに応えていくべきではないでしょうか。

待機児童の解消について、市長のご所見をお伺いいた  
します。

## 【特別養護老人ホームの入所待機者解消】

次に、特別養護老人ホームの入所待機者の早期解消についてお聞きいたします。

真に支援を必要とする人々のための福祉施策として、特別養護老人ホームの入所待機者の早期解消のため、高齢者施策の基本方針である

第5期 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に、次期計画から定員300人分を前倒しして整備するなど、積極的に取り組んでこられたところであります。

しかしながら、平成37年には団塊の世代が75歳以上になる中で、入所を必要とされる高齢者の方もますます増加すると予想されますが、具体的にどのように進めていこうとしているのか、市長のご所見をお伺いいたします。



## 【区における予算措置】

次に、区における予算措置についてお聞きいたします。

地域実情や特性に応じた個性あふれる区政運営を行うための予算は、当初予算と今回の補正予算を足した額では、昨年度に比べて23%増えて、約270億円となっております。

しかし、270億円といっても、24区のトータルの額であり、1区あたりにしてみると、たったといっは語弊があるかもしれませんが、約11億円程度であります。

ちなみに、私の選出区である淀川区においては、約15億円となっております。

もちろん、こういった予算の中でも、たとえば淀川区でいえば、LGBT支援事業や、共済型の訪問型 病児保育事業などがあります。

また、他の区においても、小学生を対象とした英語交流事業や、今回の補正予算で計上されている児童虐待ハイリスク家庭の全件調査事業など、公募区長のマネジメントが発揮された事業もあります。

公募区長の本来の目的を達成するためには、区長の権限と財源がもっと拡大されることが必要ではないかと感じております。

そうならない理由の一つとして、区長の予算の中には、局の一定の縛りがあるために使い道が限定されたものが多いということがあるのではないかと考えております。

私は、区長がもっと独自性を発揮できるような自由な予算が必要であると考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

## 【結 文】

以上、多岐にわたって質問をしてまいりましたが、  
今、そしてこれからの大阪を活気づけたいと思う気持ちはみなさん同じだと思います。

大阪に住む人、大阪で働く人が将来世代までも  
この大阪に夢や希望をかけることができるようにしてい  
きたいと思います。

大阪の持てる都市機能を存分に発揮させ、民間の力を  
十分に引き出していけるよう、市長の今後のさらなる改  
革に期待しながら、我が会派としても2元代表の一翼を  
担い、より良い大阪づくりを目指していきたいと思いま  
す。

ご清聴ありがとうございました。